

第2部 基本構想

- 第1章 基本理念
- 第2章 目指すべき将来像
- 第3章 基本指標
- 第4章 施策の体系

第1章 基本理念

○人が育ち、絆を深めるまち

あらゆる立場の人が子どもを安心して産み育て、学校教育や地域活動等を通じて健やかに育ち、高齢者も生きがいを持って生活を送ることによって、市民が誇りと愛着を持って住んでよかったと思えるまちを目指します。

人口減少・少子高齢化や生活圏域の拡大等により、地域のコミュニティは希薄になってきているなかで、人との絆や地域とのつながりを大切にし、市民同士がお互いに支え合い、助け合うまちを目指します。

行政は広く市民の意見を聴くとともに、市民もまちづくりの一端を担うといった考え方のもと、市民がまちづくりに参画しやすい仕組みづくりの構築など、行政と市民が協働するまちを目指します。

○安全で安心な暮らしを身近に感じるまち

子どもから高齢者までが健康的で安心した日常生活を送り、生きがいを持って学びながら地域にも関わっていけるような環境のなかで、人、地域、行政の協力によって防災体制、地域防災力が維持された安全と安心を身近に感じることができるまちを目指します。

○地域の魅力があふれるまち

国立公園をはじめとする本市の特色ある観光資源や地域資源を活用した商品の販売、地産外商等を通して本市のブランド力や魅力を広く発信し、市内外との交流が広がっていくとともに、市民が産業や観光に積極的に携わり、協働して本市の魅力を高めていくことができるまちを目指します。

○明日へ財産をつないでいくまち

本市の自然、歴史、文化等の資源や現在までに整備してきた社会基盤施設等の財産のほか、本市のまちづくりに関わる人材を次の世代に引き継いでいくとともに、将来への環境負荷、財政負担等の軽減に向けて、市民と行政が一体となって取り組むまちを目指します。

第2章 目指すべき将来像

本市が平成7年に策定した第五次総合振興計画と平成18年に策定した第六次総合振興計画の将来像は、共に「愛と自然に満ちた活力あるまち」を掲げており、本市ではこの将来像を基に、現在までの長きにわたりまちづくりを行ってきました。

少子化や転出者の増加に伴う人口減少が長く続いているが、今後も更なる厳しい時代が続くと想定されるなか、本市で生まれ育った人が地元に残りたい、地元へ帰ってきたいと考え、地域に貢献したいという郷土愛を醸成していくことが、人口が減少する時代において光明となり、地域で活躍する人材へつながっていくと考えられます。また、日々の生活を家族で支え合う家族愛や困った時には地域で支え合う人間愛を深め、絆という目に見えないネットワークでつながっているコミュニティを形成することが、ますます大切になってきます。

生まれてくる子どもは本市の宝であり、育った若者は今後の本市を支える希望となり、長きにわたり地域に貢献されたお年寄りは誇りであるととらえ、心の底から住んでよかつたと思えるまちとなるよう、これらの精神を将来においても受け継いでいきます。

このようなことを踏まえ、第七次総合振興計画の将来像も「みんなでつくる愛と自然に満ちた活力あるまち」とし、本市の豊かな自然の中で郷土愛や人間愛を育みながら、本市に関わる人々同士の絆を広げ、強いものとします。そして、将来におけるまちづくりの課題を市民と共有し、市民の声を市政に活かすことによって、市民と行政が一体となって進んでいくという活気を高め、発展と持続あるまちづくりを目指します。

第3章 基本指標

1. 人口

平成 22 年の国勢調査によると、本市の人口は 16,029 人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 25 年 3 月推計）によると、平成 37 年には 12,179 人になると推計されています。

このような状況に鑑み、今後、出会い・結婚・出産・子育て環境の充実を図りながら出生数の増加へつなげ、また、産業の振興等により安定的な雇用を創出することで他市町村からの転入者を見込み、定住へつなげることで平成 37 年の人口は、土佐清水市人口ビジョンで設定した 12,632 人になると推計されます。

この結果、平成 37 年にかけて年少人口は、わずかに減少となります。また、生産年齢人口は大きく減少し、平成 22 年と比べて約 2,700 人減少します。

老人人口は平成 27 年までは増加し、その後は減少に転じますが、平成 32 年には生産年齢人口を逆転して多くなり、平成 37 年の人数は平成 22 年と比べて少なくなるものの、その割合は 48.4%まで増加します。

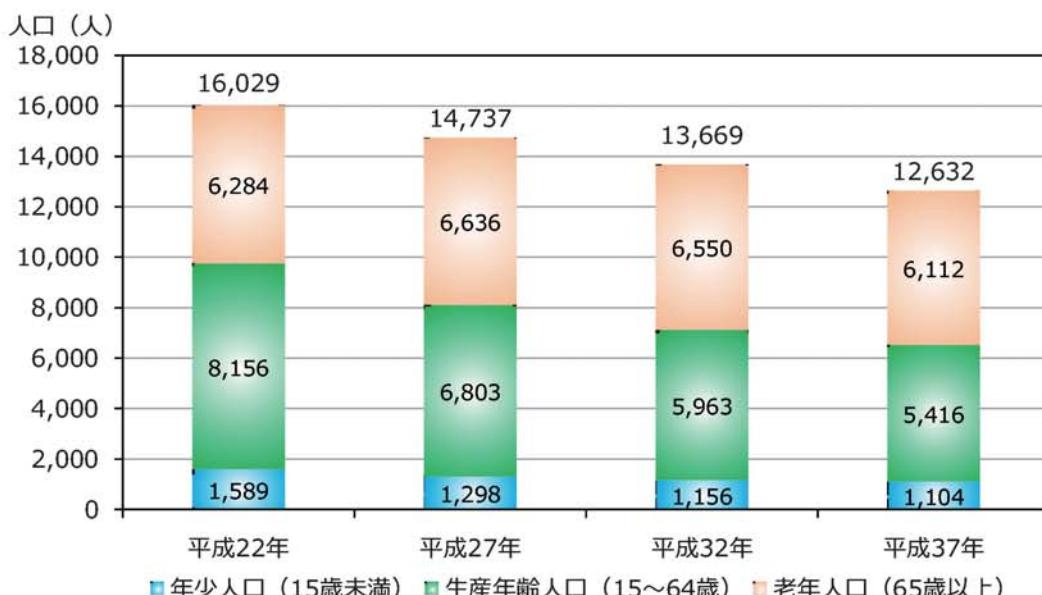
人口の将来推計

単位：人、%

項目	年	平成22年	平成27年 計画人口	平成27年	平成32年	平成37年
総人口		16,029	16,500	14,737	13,669	12,632
年少人口（0～14歳）		1,589 (9.9%)	1,700 (10.3%)	1,298 (8.8%)	1,156 (8.5%)	1,104 (8.7%)
生産年齢人口（15～64歳）		8,156 (50.9%)	8,300 (50.3%)	6,803 (46.2%)	5,963 (43.6%)	5,416 (42.9%)
老人人口（65歳以上）		6,284 (39.2%)	6,500 (39.4%)	6,636 (45.0%)	6,550 (47.9%)	6,112 (48.4%)

資料：平成22年は国勢調査、平成27年計画人口は第六次土佐清水市総合振興計画における計画人口。

平成27年以降は土佐清水市人口ビジョンによる推計値。



2. 世帯数

平成 22 年の国勢調査によると、本市の世帯数は 7,216 世帯と平成 17 年と比べて約 500 世帯の減少となりました。

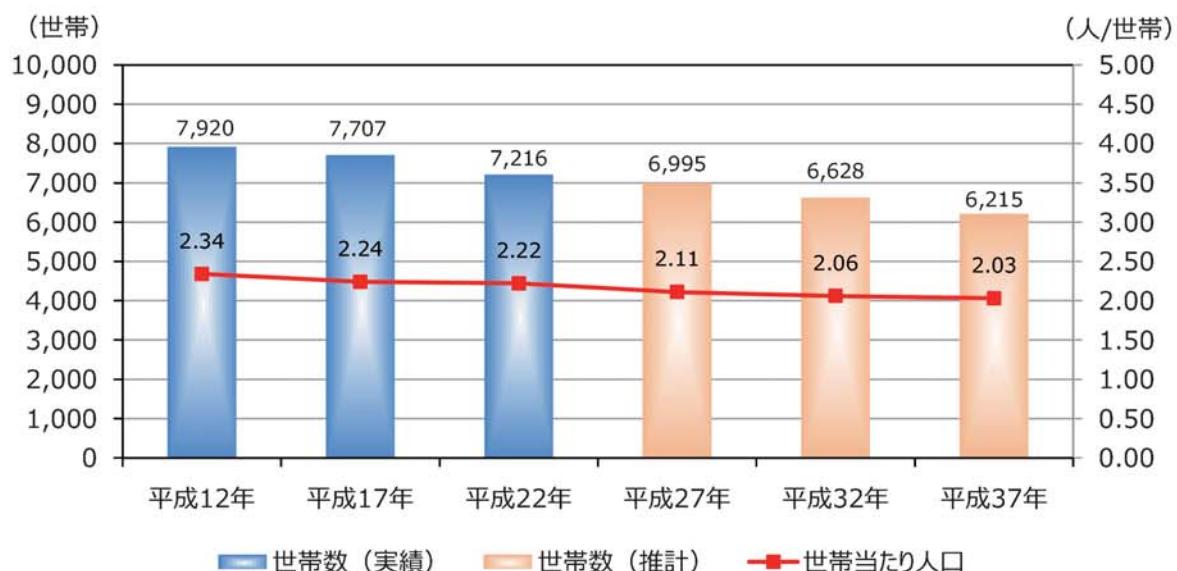
今後も世帯数は減少すると想定され、将来の世帯数は市の独自推計によると、平成 37 年には 6,215 世帯になると推計されます。

世帯数の将来推計

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口（人）		18,512	17,281	16,029	14,737	13,669	12,632
世帯数（世帯）		7,920	7,707	7,216	6,995	6,628	6,215
世帯当たり人口（人/世帯）		2.34	2.24	2.22	2.11	2.06	2.03

資料：平成22年までは国勢調査による。平成27年以降の総人口は、土佐清水市人口ビジョンによる推計値。

平成27年以降の世帯数は、トレンドによる推計値。



3. 就業人口

平成 22 年の国勢調査によると、本市の総就業人口は 6,172 人と平成 17 年と比べて約 1,200 人の減少となりました。

人口の減少と合わせて、就業人口も減少すると想定され、将来の総就業人口は市の独自推計によると、平成 37 年には 3,949 人になると推計されます。

産業別就業者の将来推計

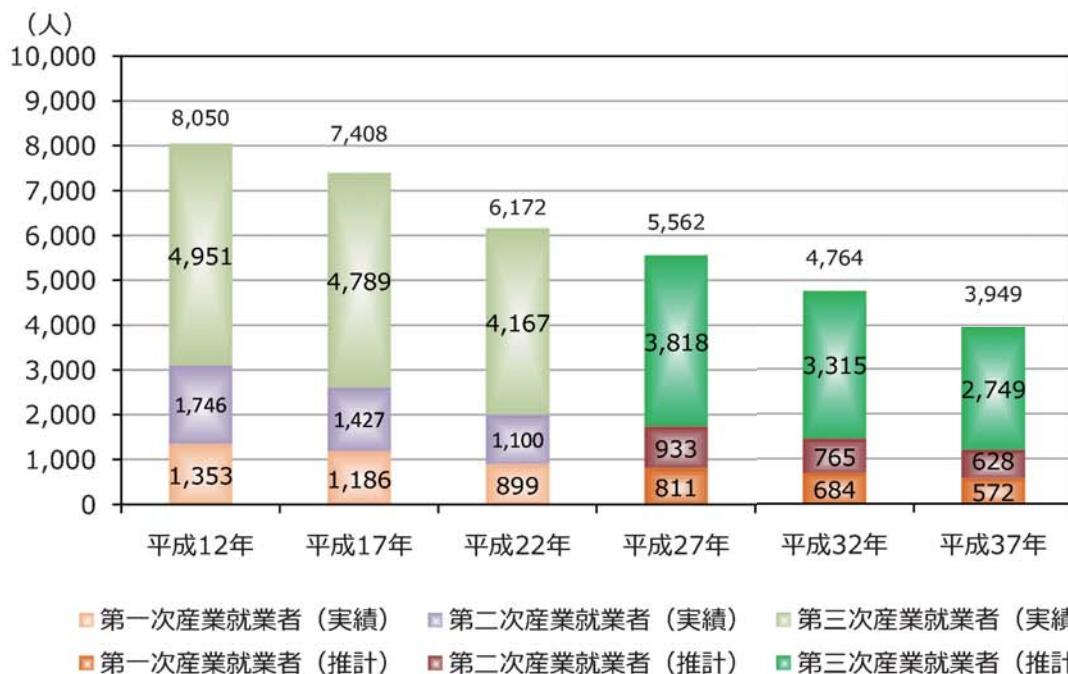
単位：人、%

項目 \ 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	18,512	17,281	16,029	14,737	13,669	12,632
総就業人口	8,050	7,408	6,172	5,562	4,764	3,949
第一次産業就業者数 (就業者割合)	1,353 (16.8%)	1,186 (16.0%)	899 (14.6%)	811 (14.6%)	684 (14.4%)	572 (14.5%)
第二次産業就業者数 (就業者割合)	1,746 (21.7%)	1,427 (19.3%)	1,100 (17.8%)	933 (16.8%)	765 (16.1%)	628 (15.9%)
第三次産業就業者数 (就業者割合)	4,951 (61.5%)	4,789 (64.7%)	4,167 (67.6%)	3,818 (68.6%)	3,315 (69.6%)	2,749 (69.6%)

資料：平成22年までは国勢調査による。平成27年以降の総人口は、土佐清水市人口ビジョンによる推計値。

平成27年以降の産業別就業者数は、トレンドによる推計値。

平成17年、平成22年の総就業人口は分類不能人数も含まれている。

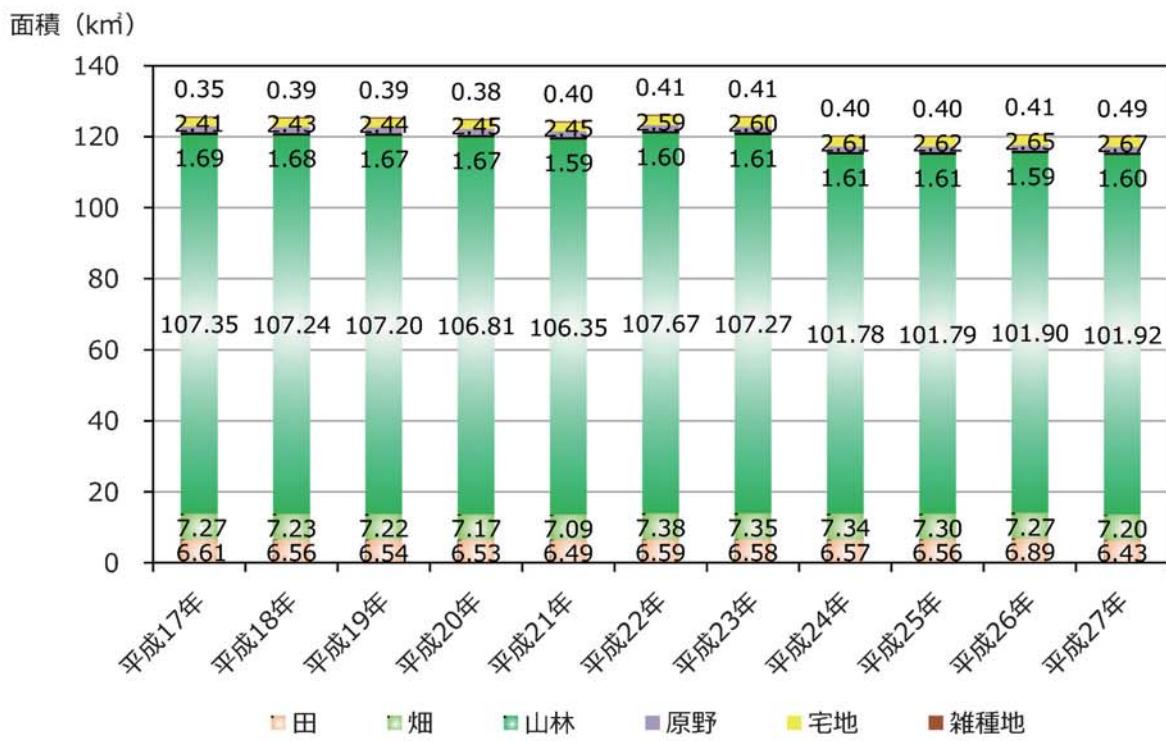


4. 土地利用

本市の面積（266.34k m²）の内、都市計画区域の面積は80.87k m²であり、約30%を占めています。

宅地の面積は年々増加傾向にあり、平成27年の面積は平成17年と比べて0.26k m²増加しています。その一方で、山林、田、畑の面積は減少しています。

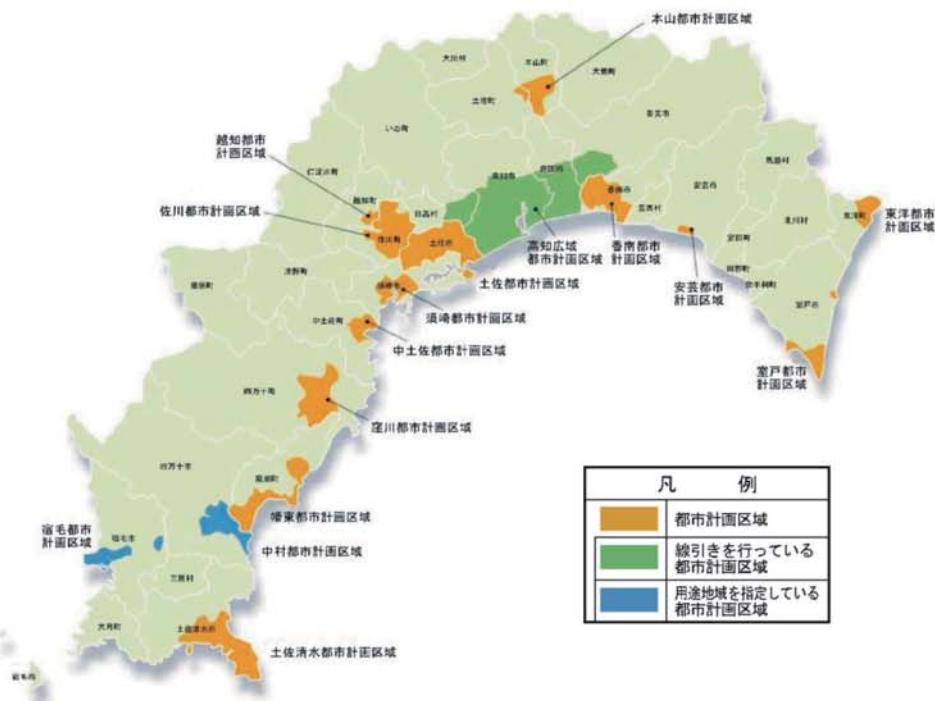
今後も人口減少が続くなか、山林、農地等の自然環境の保全に努めながら土地の有効利用を図ります。



資料：土佐清水市課税台帳抜粋



高知県の都市計画区域図（平成 22 年 3 月 31 日現在）



資料：高知県の都市計画 2011

第4章 施策の体系

1. 基本目標 元気な郷土へのまちづくり

厳しい財政状況のなか、効率的で持続的なまちづくりを進めるためには、将来のまちの姿を描き、産業活動や居住等に必要な土地の利活用を定め、適正に誘導を図ることが重要です。

そして、豊かな経済活動、住みやすい生活環境を構築するために、土地利用状況等を勘案しながら道路、河川、公園等の社会基盤施設の整備を進めるとともに、これらの適正な維持・更新を図ります。

また、公共交通・情報通信基盤の整備を進め、高齢者の一人暮らしでも安心して生活できるよう、ハード面とソフト面の両方の整備を強化していきます。

【基本施策】

1. 土地の活用
2. 道路の整備
3. まちの整備
4. 公共交通・情報通信基盤

2. 基本目標 安全・安心で快適なまちづくり

市民に住み慣れた地域で住み続けていただくためには、安全・安心で快適な生活を享受できることが必要です。本市は自然環境が豊かな反面、地理的条件が厳しく、過去には大規模災害も発生しています。そのため、普段から地域コミュニティを形成し、顔の見える関係づくりによって地域の防災活動を推進します。

また、南海トラフ地震など想定される震災に対しての情報公開や事前対応策の提供など、いざという時のために人と地域、行政が連携・協力して対応できるよう、防災活動の普及啓発を行い、消防救急体制の充実を図ります。

市民一人ひとりの安全に対する意識の醸成のために、交通安全の普及活動や防犯対策を徹底し、まちぐるみで安全な環境づくりができるよう働きかけを行います。

安心な日常生活を営むことができるよう水の供給のための水源対策や施設整備を推進するとともに、公園の整備、ゴミ収集に関する取り決めなど、環境衛生の向上と増進を行うほか、本市の財産である国立公園をはじめとした自然環境保護を推進し、市民を含め、市外観光客等の多くの人からも愛されるまちづくりを目指します。

【基本施策】

1. 地域防災・消防救急体制
2. 交通安全・防犯対策
3. 安全な水の供給
4. 環境衛生・自然環境保護

3. 基本目標 産業振興により活力あるまちづくり

人々が定住先、移住先を検討するうえで最も鍵となるものが「雇用」の問題です。内閣府の「農山漁村に関する世論調査」(平成26年)では、田舎への定住希望に関して、20代では4割弱という数値が出ていますが、田舎への定住を希望するものの、「雇用」に関する不安から、移住に踏み切れない人は多く存在します。田舎での定住希望者が田舎暮らしの魅力を再発見し、定住や移住につながるよう、第一次産業から第三次産業まで、各分野の産業振興による活力あるまちづくりを目指します。

本市の特色である自然豊かな環境を生かし、農業、林業、水産業を発展させるためにも、工程管理・品質管理に基づく安全安心な生産体制の構築、地域ブランド商品のPR・流通体制の確立、高付加価値な商品開発等に力を入れ、地産外商を推進します。

また、観光、商工につなげられるよう努めます。特に、個人の旅行スタイルの変化により、観光入込客数は減少しておりますが、日本ジオパーク認定や地産地消による食の打ち出しにより、本市の魅力を最大限発揮できるよう組織体制の強化や人材育成等環境整備を行います。そして各分野の産業振興により、雇用の拡大につなげ、移住・定住を促進します。

【基本施策】

1. 農業振興
2. 林業振興
3. 水産振興
4. 観光振興
5. 商工振興

4. 基本目標 人にやさしいまちづくり

子どもを育てるとき、高齢を迎えるときなど、市民一人ひとりが安心した生活を営めるようになるには、社会保障、保健・医療体制の充実は欠かせません。医療費の適正化や財政基盤の強化を行い、必要としている人がしっかりと保障を受けられる体制づくりを行います。また、市民やNPO組織、ボランティア団体、民間企業と連携しながら、高齢者がいつまでも心身ともに健康な生活を送ることができるよう地域コミュニティの形成や場の提供を通じて、高齢社会への対応を推進します。

その他、人権尊重や男女共同参画のまちづくりに向けて、子どもから高齢者まで一人ひとりがお互いを尊重しながら、男性女性分け隔てなく個の力を発揮できる社会を目指します。

【基本施策】

1. 社会保障の充実
2. 保健・医療体制の充実
3. 高齢社会への対応
4. 人権尊重のまちづくり
5. 男女共同参画のまちづくり
6. 消費者保護

5. 基本目標 豊かなこころとからだを育むまちづくり

近年の少子高齢化、国際化、情報化社会の進展により、社会で求められる人材像も大きく変化しています。子どもたちが、そのような社会情勢の変化に対応しながら生き抜く力を育むには、幼少期からの教育を充実させる必要性があります。本市の宝物である子どもたちの教育に力を注ぎ、若者一人ひとりが活躍することは、本市の今後の活性化にも直結します。そのためにも、特色ある学校教育、教職員の指導力の向上に力を入れ、本市の未来を担う子どもたちの「豊かなこころとからだを育むまちづくり」を目指します。また、年齢や性別を問わず学びたいと思う人が興味のある分野に関して、生涯学び続けられる環境づくりを行い、一人ひとりの生きがいづくりにつなげます。

【基本施策】

1. 学校教育の充実
2. 生涯学習の推進
3. 子どもたちを育む

6. 基本目標 協働による持続可能なまちづくり

市民一人ひとりが活力あるまちづくりを実現するためには、市民、民間企業、NPO組織、自治会、行政など様々な団体が、一つの目標を共有し、協力して活動することが必要です。そのためにも、行政運営の効率化や情報公開を進め、市民が行政を身近に感じられる状態を目指します。また、市民が行政への興味関心を持つてこのような場の提供や情報提供を通じて、みんなで地域づくりを行うという市民の当事者意識の醸成を図ります。

その他、姉妹都市交流の促進や本市の特色である自然・歴史遺産の保全・教育・研究活動の推進や運営体制の強化を図り、郷土愛の醸成につながるよう努めます。

また、平成27年に策定した「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、雇用の確保や子育て環境の充実を推進することで、移住・定住促進につなげ、人口減少に歯止めをかけます。

【基本施策】

1. 市民のための行財政運営
2. 市民に開かれた市役所づくり
3. 姉妹都市交流の促進
4. みんなで地域づくり
5. ジオパークの推進
6. 未来への人づくり
7. 移住・定住促進
8. 人口減少に歯止めをかける

第七次土佐清水市総合振興計画の体系

将来像

基本目標

基本施策

みんなでつくる愛と自然に満ちた活力あるまち

1 元気な郷土へのまちづくり

- 1. 土地の活用
- 2. 道路の整備
- 3. まちの整備
- 4. 公共交通・情報通信基盤

2 安全・安心で快適なまちづくり

- 1. 地域防災・消防救急体制
- 2. 交通安全・防犯対策
- 3. 安全な水の供給
- 4. 環境衛生・自然環境保護

3 産業振興により活力あるまちづくり

- 1. 農業振興
- 2. 林業振興
- 3. 水産振興
- 4. 観光振興
- 5. 商工振興

4 人にやさしいまちづくり

- 1. 社会保障の充実
- 2. 保健・医療体制の充実
- 3. 高齢社会への対応
- 4. 人権尊重のまちづくり
- 5. 男女共同参画のまちづくり
- 6. 消費者保護

5 豊かなこころとからだを育むまちづくり

- 1. 学校教育の充実
- 2. 生涯学習の推進
- 3. 子どもたちを育む

6 協働による持続可能なまちづくり

- 1. 市民のための行財政運営
- 2. 市民に開かれた市役所づくり
- 3. 姉妹都市交流の促進
- 4. みんなで地域づくり
- 5. ジオパークの推進
- 6. 未来への人づくり
- 7. 移住・定住促進
- 8. 人口減少に歯止めをかける